

福井医療大学特別聴講派遣学生及び特別聴講学生規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学学則（以下「学則」という。）第27条の規定及び福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第25条の規定に基づき、他の大学、短期大学、高等専門学校（外国の大学、短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修する者（以下「特別聴講派遣学生」という。）並びに学則第40条の規定及び大学院学則第38条に基づき、福井医療大学（以下「本学」という。）に受け入れる特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 特別聴講派遣学生

(出願手続)

第2条 特別聴講派遣学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を添えて教務会議を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 特別聴講派遣学生願書
- (2) その他必要な書類

(派遣の許可)

第3条 特別聴講派遣学生の派遣許可は、学部にあっては教授会の議を経て、研究科にあっては研究科会議の議を経て、学長が許可する。

(派遣期間)

第4条 特別聴講派遣学生の一派遣期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、学部にあっては教授会の議を経て、研究科にあっては研究科会議の議を経て、他大学等との協議に基づき、更に1年以内に限りその延長を許可することができる。

(修業年限、標準修業年限及び在学期間の取扱い)

第5条 特別聴講派遣学生としての履修期間は、本学の修業年限、標準修業年限及び在学期間に含めるものとする。

(単位修得証明書の提出)

第6条 特別聴講派遣学生は、履修が終了したときは、速やかに（外国の大学等で履修した特別聴講派遣学生にあっては帰国の日から1か月以内）当該他大学等が発行する単位修得証明書を学長に提出しなければならない。ただし、大学間協議により当該他大学等が学業成績を通知することとなっている場合は、この限りでない。

(単位の認定)

第7条 特別聴講派遣学生が、他大学等において修得した単位は、学則第27条の規定及び大学院学則第25条の規定により、本学において修得したものとして認定する。

(授業料)

第8条 特別聴講派遣学生は、他大学等で授業科科目を履修している期間中も学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

(派遣許可の取消し)

第9条 学長は、特別聴講派遣学生が次の各号一に該当するときは、教授会および運営会議の議を経て、他大学等との協議に基づき、許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講派遣学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学期の始めとする。

(出願手続)

第11条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を添えて、所属する大学等の長を経由して、本学の学長に願い出なければならない。

(1) 特別聴講学生入学願書

(2) その他必要な書類

2 履修科目が複数の学科又は専攻にわたるときは、主として履修するコースに前項の書類を提出するものとする

(選考)

第12条 特別聴講学生の志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学部にあっては教授会の議を経て、研究科にあっては研究科会議の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の許可)

第13条 前条の選考に合格した者については、学長は入学を許可する。

2 学長は、前項の規定により入学を許可した者には、所属する大学等を経て本人にその旨を通知する。

(在学期間)

第14条 特別聴講学生の在学期間は、6か月または1年以内とする。

(単位の授与等)

第15条 特別聴講学生が授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格したものに対して、所定の単位を与える。

2 前項の規定により単位を与えたときは、単位修得証明書を交付することができる。

(施設、設備等の利用)

第16条 特別聴講学生は、履修する上で必要な施設、設備等を利用することができる。

(検定料及び入学料)

第17条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料)

第18条 特別聴講学生の授業料については、福井医療大学科目等履修生規程第11条授業料等の納付に準ずる。ただし、大学間協議により授業料等の申し合せがある場合は、この限りでない。

(納付した授業料)

第19条 納付した授業料は、返還しない。

(実験及び実習費)

第 20 条 実験及び実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることができる。

(入学許可の取消し)

第 21 条 学長は、特別聴講学生が次の各号に該当するときは、学部にあっては教授会の議を経て、研究科にあっては研究科会議の議を経て、他大学等との協議に基づき、許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章 遠隔授業システム利用における特例

(特別聴講派遣学生に関する特例)

第 22 条 遠隔授業システムの利用による特別聴講派遣学生（以下「遠隔授業利用特別聴講派遣学生」という）の出願手続は、第 2 条の規定にかかわらず、所属する学長に提出する履修申請書をもって代えるものとする。

2 遠隔授業利用特別聴講派遣学生の派遣許可は、第 3 条の規定にかかわらず、学長が行い、教授会等へ報告するものとする。

(特別聴講学生に関する特例)

第 23 条 遠隔授業システムの利用による特別聴講学生（以下「遠隔授業利用特別聴講学生」という）の出願手続は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、所属する大学等の長が本学の学長に提出する履修者名簿等をもって代えるものとする。

2 遠隔授業利用特別聴講学生の選考については、第 12 条の規定にかかわらず、履修者名簿等により、本学の学長が合格者を決定し、教授会等へ報告するものとする。

(準用)

第 24 条 第 19 条を除く各条項については、遠隔授業システムを利用する場合において準用する。

第 5 章 雜則

(学則等の準用)

第 25 条 特別聴講派遣学生及び特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか学則その他学生に関する規程を準用する。

附 則

附則 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行の日前に特別聴講派遣学生又は特別聴講学生として派遣許可又は入学許可されている者は、この規程の規定に基づきそれぞれ許可された者とみなす。

附則 2 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

